

日本サイトメトリ学会 学術奨励賞 に関する規約

- 第1条 日本サイトメトリ学会(以下学会)は、学術研究発展と奨励の為に、学会会員によるサイトメトリ領域に於ける優秀な業績に対して、日本サイトメトリ学会学術奨励賞(以下奨励賞)を贈呈する。
- 第2条 奨励賞は、日本サイトメトリ学会会員の個人又は共同研究のうち、本学会誌『サイトメトリサーチ』に受賞前年の1月から12月までに掲載された論文を対象とする。但し、論文の筆頭者を対象とする。
- 第3条 応募は自薦、他薦を問わないが、受賞者は受賞時に40歳未満とする。
- 第4条 奨励賞贈呈に必要な手続きは、理事長が理事会に委託し、理事会は毎年所定の次期に募集する。応募の方法は、会報と学会誌に掲載することにより会員に通知する。
- 第5条 奨励賞選考の為に選考委員会をおく。
- (1) 委員は学会評議員5名とし、理事会の推薦により理事長がこれを委嘱する。
 - (2) 委員会は委員の互選により委員長を選任する。
 - (3) 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
 - (4) 委員会は受賞論文を推薦し、理事長に報告する。
 - (5) 理事長、会長、副会長及び学術担当理事は、委員会に出席出来る。但し、選考や推薦に参加しない。
- 第6条 受賞者の決定は、選考委員会の推薦に基づいて、理事会において決定する。
- 第7条 奨励賞は、学会総会において理事長より贈呈されるものとする。
- 第8条 奨励賞に係る経費は、学会予算に計上するものとする。
- 第9条 奨励賞に係る経費は、学会予算に計上するものとする。
- 第10条 運用内規は別に定める。
- この規約は平成8年度から施行する。

- 第1条 日本サイトメトリ学会(以下学会)は、学術研究発展と奨励の為に、学会会員によるサイトメトリ領域に於ける優秀な業績に対して、日本サイトメトリ学会学術奨励賞(以下奨励賞)を贈呈する。
- 第2条 奨励賞は、日本サイトメトリ学会会員の個人又は共同研究のうち、本学会誌『サイトメトリサーチ』に受賞前年の1月から12月までに掲載された論文を対象とする。但し、論文の筆頭者を対象とする。
- 第3条 応募は自薦、他薦を問わないが、受賞者は受賞時に40歳未満とする。
- 第4条 奨励賞贈呈に必要な手続きは、理事長が理事会に委託し、理事会は毎年所定の次期に募集する。応募の方法は、会報と学会誌に掲載することにより会員に通知する。
- 第5条 奨励賞選考の為に選考委員会をおく。
- (1) 委員は学会評議員5名とし、理事会の推薦により理事長がこれを委嘱する。

- (2) 委員会は委員の互選により委員長を選任する。
- (3) 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
- (4) 委員会は受賞論文を推薦し、理事長に報告する。
- (5) 理事長、会長、副会長及び学術担当理事は、委員会に出席出来る。但し、選考や推薦に参加しない。

第6条 受賞者の決定は、選考委員会の推薦に基づいて、理事会において決定する。

第7条 奨励賞は、学会総会において理事長より贈呈されるものとする。

第8条 奨励賞に係る経費は、学会予算に計上するものとする。

第9条 奨励賞に係る経費は、学会予算に計上するものとする。

第10条 運用内規は別に定める。

この規約は平成8年度から施行する。